

# 「国民健康保険被保険者証（保険証）」および「限度額適用認定証等」の更新のお知らせ



保険証の有効期限は、平成 21 年 7 月 31 日までとなっています。  
 新しい保険証は 7 月中に簡易書留で郵送いたしますので、平成 21 年 8 月 1 日からは新しい保険証（高齢受給者証一体型）をお使いください。  
 また、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」（有効期間：平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日まで）の更新申請については、7 月 21 日以降 8 月 21 日までに役場保険課国保年金係で手続きをしてください。



## 手続きに必要なもの

- 国民健康保険被保険者証・印かん
- 住民税非課税世帯で長期入院に該当の方は過去 1 年間に 90 日を超える入院日数がわかるもの（領収証・入院証明書など）

問い合わせ先  
 役場保険課国保年金係  
 ☎ 286-3111 内線 121 ~ 123



# 国民年金保険料免除申請について

第一号被保険者（自営業・無職など）で、所得が低い、失業した等の理由で国民年金保険料を納めることが困難な人のために、「国民年金保険料免除制度」があります。  
 免除制度には、本人・配偶者・世帯主それぞれ前年所得（1 月から 6 月までに申請される場合は前々年所得）に応じて基準があり、基準以下であれば、全額免除のほか、保険料の 4 分の 3、半額、4 分の 1 を納付すると残りの保険料が免除となる一部納付（一部免除）があります。  
 免除ご希望の方は、役場保険課窓口および熊本東社会保険事務所で手続きをしてください。  
 なお、**現在免除の承認を受けている方は、毎年 7 月以降に更新手続きが必要です。**

## 手続きに必要なもの

- 印かん
- 平成 20 年 3 月 31 日以降に退職された方は、退職していることを証明できる公的機関の証明の写し（離職票・雇用保険受給資格者証等）

免除の種類	免除なし	4 分の 1 免除	半額免除	4 分の 3 免除	全額免除
免除が承認された場合のお支払い金額 (平成 21 年度)	14,660 円 / 月	11,000 円 / 月	7,330 円 / 月	3,670 円 / 月	0 円

## 免除申請および若年者納付猶予の継続申請

免除申請において、全額免除および若年者納付猶予に該当した方で、翌年度以降も引き続き該当する場合は、継続希望を申し出ることによって、翌年度以降（該当する間）の申請の手続きは不要となります。

問い合わせ先  
 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144  
 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111  
 内線 122・123